

非自発的失業者に対する国民健康保険料の軽減について

この制度は、会社都合により離職（倒産、解雇等の事業主都合による離職）された雇用保険の特定受給資格者、正当な理由のある自己都合により離職（期間の定めのある労働契約期間が満了し、その更新がないことによる離職など）した特定理由離職者について、離職日の翌日からその翌年度末までの間、国民健康保険料の計算において、該当者の給与所得を30/100として算定するものです。

* 給与所得以外は100/100として算定します。

○この制度の対象となる方（「特例対象被保険者等」といいます）

・ 離職時の年齢が65歳未満であり、平成21年3月31以降に離職された方のうち、次の（1）または（2）に該当し、求職者給付（基本手当等）を受ける方が、対象となります。

（1）雇用保険の「特定受給資格者」〈例：倒産・解雇などによる離職〉

（2）雇用保険の「特定理由離職者」〈例：雇い止めなどによる離職〉

この制度に該当するかどうかご確認いただく際は…

公共職業安定所（ハローワーク）から交付される『雇用保険受給資格者証』の第1面「12.離職理由」欄の「理由コード（2ケタ）」をご確認ください。下記のいずれかの番号が記載されている方が、この制度の対象となる方です。

★特定受給資格者：11、12、21、22、31、32

★特定理由離職者：23、33、34

＜次の①および②に該当する方は、この制度の対象者とはなりません＞

①「特例受給資格者証」を所有の方

季節的に雇用される、または短期の雇用に就くことを常態とする方が所有します。

②「高年齢受給資格者証」を所有の方

65歳到達日以降に離職された方が所有します。

○軽減の内容

特例対象被保険者等に該当する方に係る前年の給与所得を30/100として、国民健康保険料を算定します。

○軽減の期間

『離職日の翌日から翌年度末までの期間』の国民健康保険料が軽減されます。

※軽減期間中に、会社の健康保険に加入されたこと等に伴い、国民健康保険の資格を喪失された場合、この制度の適用は終了いたします。

○この制度の適用を受けるには

役場税務住民課住民保険室へ届出が必要となります。届出の際は、「雇用保険受給資格者証」、「被保険者証」、「印かん」をご持参ください。